

第1部

大学における情報公開の現状とあり方

大学における情報公開の現状とあり方

1. 制度改正の背景
2. 大学における情報公開の現状
3. 民間企業の事例
4. 大学経営に資する情報公開のあり方

1. 制度改正の背景

1) 文部科学省の基本的な考え方

教育情報を公表する際の基本的な考え方

2) 学校教育法施行規則の改正

「教育研究活動等の情報」について具体的に9項目の公表が義務化された。

「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報」についての公表が努力義務化された。

(参考)

中央教育審議会の議論

公立大学協会「教育情報公表ガイドライン」 (http://www.kodaikyo.org/h22/101112_guideline.pdf)

次世代の国づくり

1. 制度改正の背景

1) 文部科学省の基本的な考え方

- 教育情報の公表に関するこれまでの「規程」
 - 学校教育法、大学設置基準、平成17年の施行通知
 - 学校教育法(第113条): 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。
- 情報公開ではなく、「教育情報の公表」
 - 義務付けられたから仕方なく公開するのではなく、これまで取り組んできた情報の発信を今後も積極的、戦略的に実践していくという考え方。
- 教育情報公表の目的
 - 学生が大学を選択する際に、適切な判断ができる材料を提供する。
 - 教育研究等を行う公的な教育機関として、その活動や取組について、社会への説明責任を果たすことが求められる。

1. 制度改正の背景

2) 学校教育法施行規則の改正(第172条の2を新設)

□ 公表が義務化された事項

大学は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

1. 大学の教育研究上の目的に関する事
2. 教育研究上の基本組織に関する事。
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事。
7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事。
8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事。
9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事。

出所：文部科学省 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知) (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1294750.htm)

1. 制度改正の背景

2) 学校教育法施行規則の改正(第172条の2を新設)

□ 公表が努力義務化された事項

大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。

□ 公表の方法

教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

※大学院、短期大学についても適用。また、高等専門学校にも準用する。

1. 制度改正の背景

(参考)中央教育審議会の議論

大学の機能分化も視野に入れた議論となっている。

□ 教育情報の公表に関する現状と課題

制度的な枠組みに基づき、多くの大学では積極的に情報の公表が進められ、着実な進展が見られる。

一方、一部の大学では、大学の強みや特色を分かりやすく公表し、外部から適切な評価を受けながら、教育水準の向上を図っていこうとする観点がいまだ十分でないとの指摘もある。認証評価を含めて、各大学の教育の状況が明らかとなるような仕組みを、**大学の機能別分化を踏まえて**整備していくことが求められる。

そこで、教育情報の公表に関し、以下の方針に基づいて検討を行った。

1. 教育情報を公表する基本的な考え方を整理すること。
2. 対象となる教育情報の項目を明らかにすること。
3. これらの教育情報の公表を進める際の検討課題を整理すること。

出所：文部科学省 教育情報の公表の促進に関する諸施策について (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1293379.htm)

1. 制度改正の背景

(参考) 中央教育審議会の議論

主眼は学生が大学を選択する際に判断のよりどころとなる情報を十分に提供することにある。

□ 公的な教育機関として、学生、保護者、社会に公表が求められる情報（法令により義務化する事項の考え方）

1. 教育研究上の基本的な組織に関する情報（学部、学科、課程等の名称、それぞれの収容定員及び入学定員）
2. 教員に関する情報（教員数、本務教員一人当たりの学生数、教員の保有学位、職務上の実績）
3. 教育課程に関する情報（授業科目の名称、授業の方法及び内容並びに一年間の授業計画の概要）
4. 卒業の要件等に関する情報（修業年限及び修了に必要な修得単位数、学科・専攻ごとの取得可能な学位及び専攻名称）
5. 学生に関する情報（入学に関する基本的な方針、入学者数、在学者数、卒業者数、進学者数、就職者数、卒業後の進路（主な就職分野））
6. 学生納付金に関する情報（学生納付金の種類と金額、納入時期、減免の有無とその要件）
7. 学習環境に関する情報（所在地、交通手段、キャンパス概要、運動施設の概要（機能、規模）、課外活動の状況）
8. 学生支援と奨学金に関する情報（学内の学生支援組織、利用できる奨学金の概要）

出所：文部科学省 教育情報の公表の促進に関する諸施策について（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1293379.htm）

1. 制度改正の背景

(参考)中央教育審議会の議論

主眼は教育力の向上にある。

□ 教育力の向上の観点から公表が求められる情報
(法令による努力義務とする事項の考え方)(既に大学設置基準等で義務化されている項目を含む。))

1. 学部・学科・課程, 研究科・専攻ごとの教育研究上の目的
2. 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力の体系

どのようなカリキュラムに基づいて, どのような知識・能力を身に付けることができるのか

3. 学修の成果に係る評価や卒業の認定に当たっての基準

このほか, 教育力の向上に関連する情報としては, 各大学が取り組む教育研究水準の向上のための取組(各種評価の結果を踏まえた教育改善, 特色ある教育研究活動の状況, 教職員の職能開発の状況等)が考えられるが, これらの情報については各大学が自らの判断により, 積極的に公表していくことが望まれる。

出所: 文部科学省 教育情報の公表の促進に関する諸施策について (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1293379.htm)

1. 制度改正の背景

(参考)中央教育審議会の議論

主眼は国際競争力の向上にある。

□ 国際的な大学評価活動の展開や我が国の大学情報の海外発信の観点から公表が求められる情報

(各大学の戦略に基づき公表が考えられる情報の例：以下の項目は、英語を含む外国語で発信することが想定される)

1. 教育活動の規模と内容

(1) 学生に関する基本的な情報

(2) 明確な方針に基づく教育課程とその水準

(3) 外国人教員数

(4) 研究成果の生産性や水準

(5) 教育外部資金の獲得状況

2. 教育の国際連携の状況

3. 大学としての戦略

4. 留学生への対応

5. 外部レビュー等の実施状況

出所：文部科学省 教育情報の公表の促進に関する諸施策について (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1293379.htm)

1. 制度改正の背景

(参考)中央教育審議会の議論

フォーマットの統一、及びデータベースの構築についても検討課題としてテーマに挙がっている。

□ 教育情報の公表に関する検討課題

1. 現段階では、同一大学内でも、異なる学部や、異なる専攻分野の間で、その取扱い方針が統一されていないことが少なくない。シラバス等の教育情報の公表を進めるに当たり、こうした組織間の差異を克服し、計画的な履修方針に基づいた授業科目名や、その体系（例えば、ナンバリング）を、大学としての統一方針に基づいて構築していくことが求められる。
2. 教育情報を、**各大学が同じような形式で**、ホームページに公表できるような仕組みの開発や、海外の事例を踏まえた**データベースの構築**等、学生や保護者に分かりやすい情報が提供されるよう検討を進めることが望まれる。
3. 上記と関連して、ユネスコの「高等教育機関に関する情報ポータル」は、大学教育の質保証に関する国際的な情報ネットワークであり、既に多くの国が参加しており、こうした国を越えて各国の大学情報を客観的に発信する取組を充実していくことが期待される。
4. 大学に関する情報の取扱いについては、質保証システム部会や、国際的な大学評価活動に関するワーキンググループのほか、大学規模・大学経営部会が、大学の財務・経営に関する情報公開に関して検討を進めており、その議論の進展を期待したい。

出所：文部科学省 教育情報の公表の促進に関する諸施策について（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1293379.htm）

1. 制度改正の背景

(参考) 公立大学協会「教育情報公表ガイドライン」

□ 公立大学協会では、今回の制度改定を踏まえ、文部科学省の担当部局にヒアリングの上、「教育情報公表ガイドライン」を作成、公表している(平成22年11月12日)。

□ ガイドライン公表に際しては、法令違反にならないようにするだけでなく、できるだけわかりやすい公表の形を工夫する必要があると考えている。

□ また、公立大学間でなるべく共通のフォーマットで情報が参照できることも重要であると考えている。

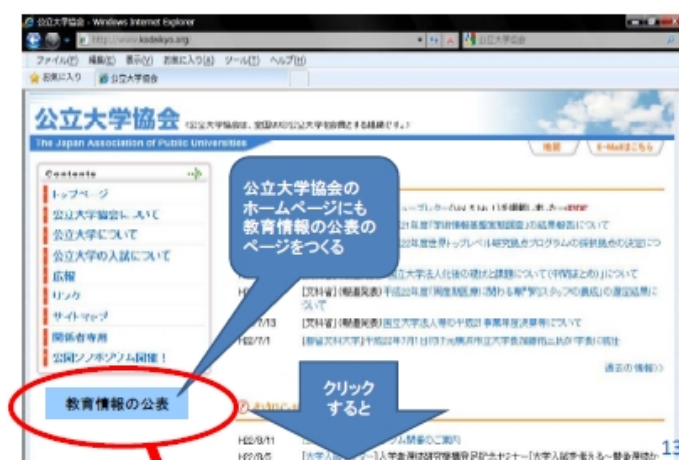
インターネットでの公表イメージ①



インターネットでの公表イメージ②



公立大学協会のウェブサイトからリンク①



公立大学協会のウェブサイトからリンク②



2. 大学における情報公開の現状

1) 教育情報の公開

大学における教育内容等の改革状況について

2) 財務・経営情報の公開

学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について

3) 情報公開の今後

情報公開の今後のあり方

(参考)

韓国の大学の情報公開制度の概要

2. 大学における情報公開の現状

1) 教育情報の公開

平成20年度から、学部段階において「人材養成その他の教育研究上の目的」を定め、公開することが義務化されている。

□ ホームページ上での情報の公開状況

既に全ての大学(747 大学)がホームページでの情報発信を行っている。主な項目の公開状況は次のとおり。

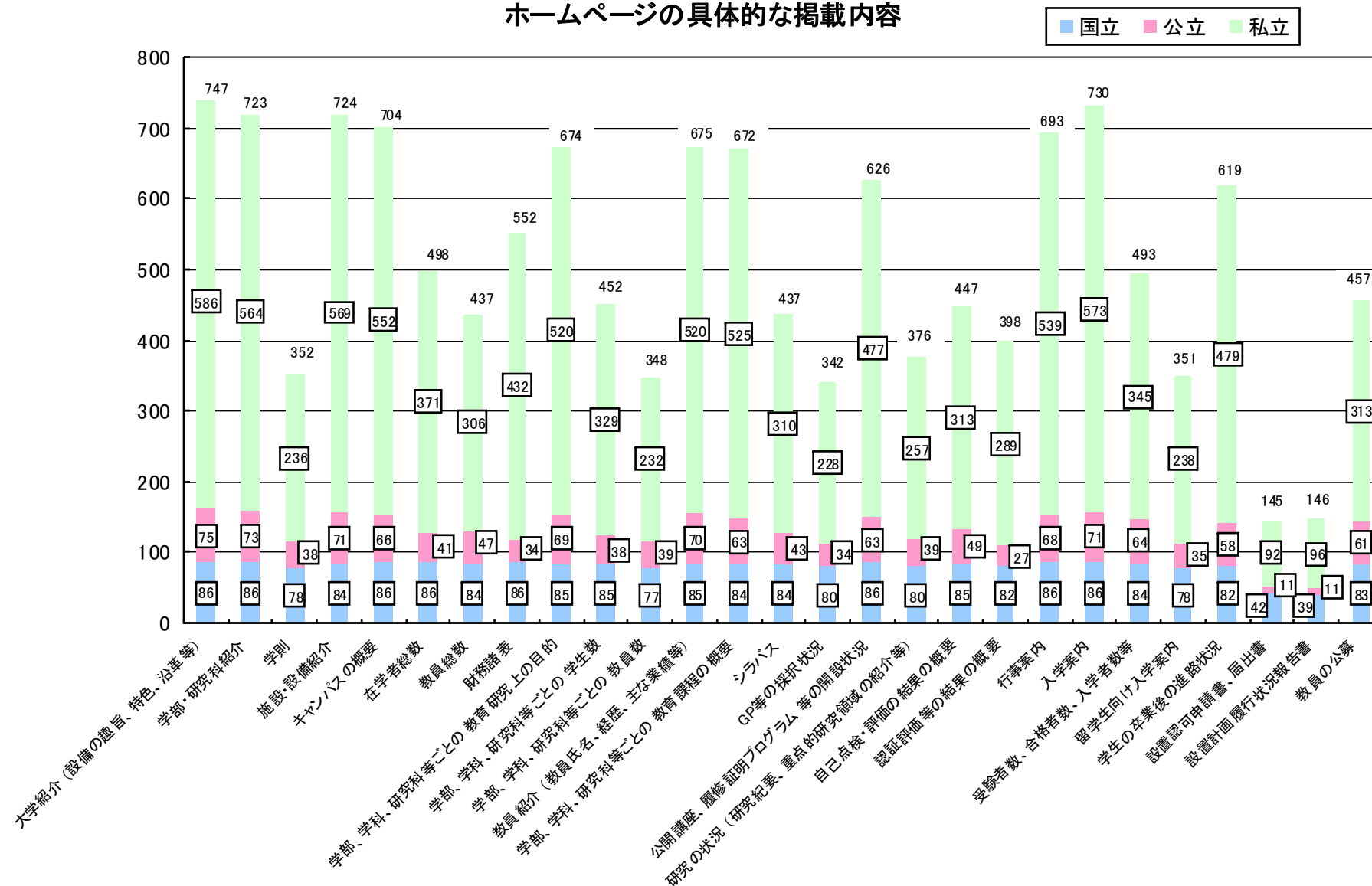
- 「学則」 … 352 大学(47%)
- 「在学者総数」 … 498 大学(67%)
- 「教員総数」 … 437 大学(59%)
- 「学部等ごとの教育研究上の目的」 … 674 大学(90%)
- 「学部等ごとの教育課程の概要」 … 672 大学(90%)
- 「シラバス」 … 437 大学(59%)
- 「受験者数・合格者数・入学者数等」 … 493 大学(66%)
- 「学生の卒業後の進路状況」 … 619 大学(83%)

出所：文部科学省 大学における教育内容等の改革状況について(平成20年度)(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1294057.htm)

2. 大学における情報公開の現状

1) 教育情報の公開

ホームページの具体的な掲載内容



出所: 文部科学省 大学における教育内容等の改革状況について(平成20年度) (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1294057.htm)

2. 大学における情報公開の現状

2) 財務・経営情報の公開

国立大学法人や公立大学法人は、国立大学法人法や地方独立行政法人法により、財務・経営情報の公開が義務づけられている。学校法人についても、私立学校法第47条に基づき、平成17年4月より財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の公開が義務付けられている。

□ 財務情報等の一般公開を行っている学校法人は、昨年度に比べ、約2.4%増の628法人(全法人の94.6%)。ホームページに掲載し公開をしている学校法人が579法人(87.2%)と昨年度に比べ、36法人(約5.8%)増となっている。

区 分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成22年度	541	123	664
	平成21年度	541	126	667
財務情報等の一般公開を行っている法人	平成22年度	520 (96.1%)	108 (87.8%)	628 (94.6%)
	平成21年度	511 (94.5%)	104 (82.5%)	615 (92.2%)
公開方法	学校法人のホームページに掲載	495 (91.5%)	84 (68.3%)	579 (87.2%)
	広報誌等の刊行物に掲載	329 (60.8%)	45 (36.6%)	374 (56.3%)
	学内掲示板等に掲示	74 (13.7%)	29 (23.6%)	103 (15.5%)

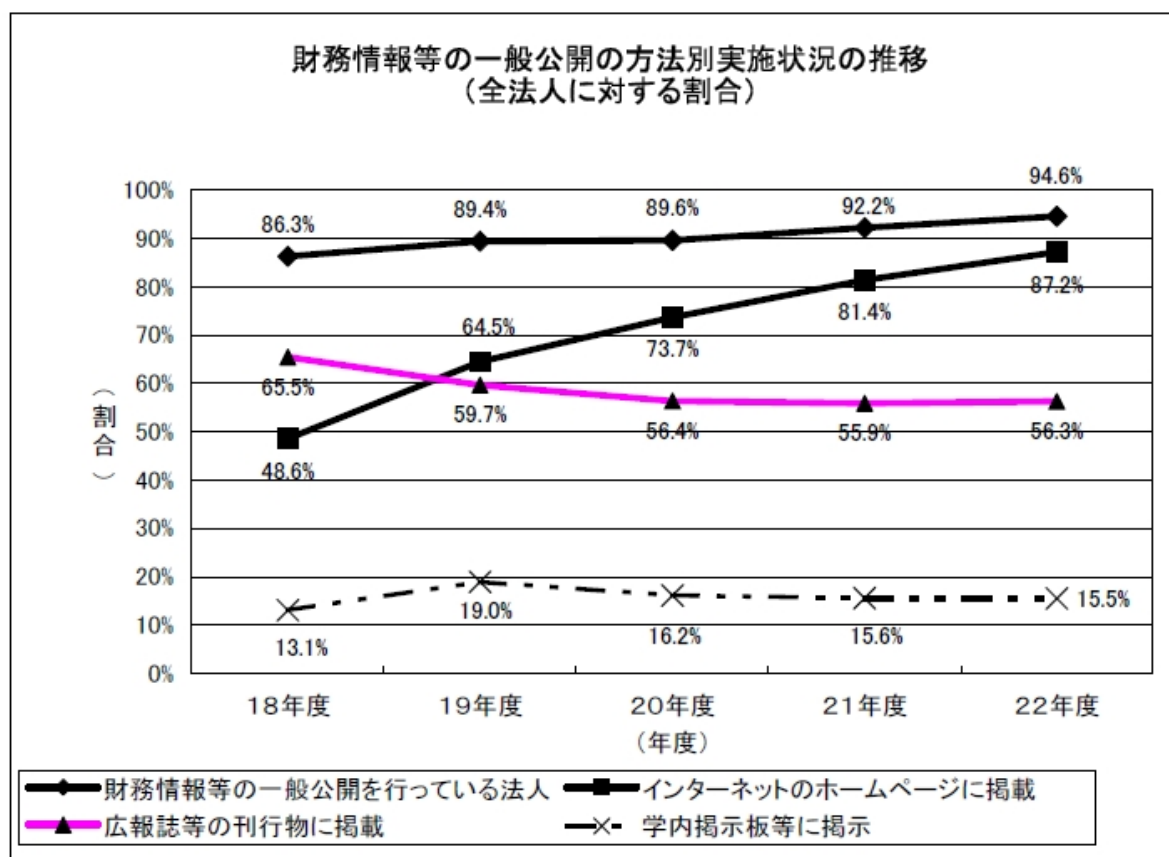
注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

出所：文部科学省 平成22年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/01/1300752.htm)

2. 大学における情報公開の現状

2) 財務・経営情報の公開

- インターネットのホームページに掲載している法人が一貫して増加している。

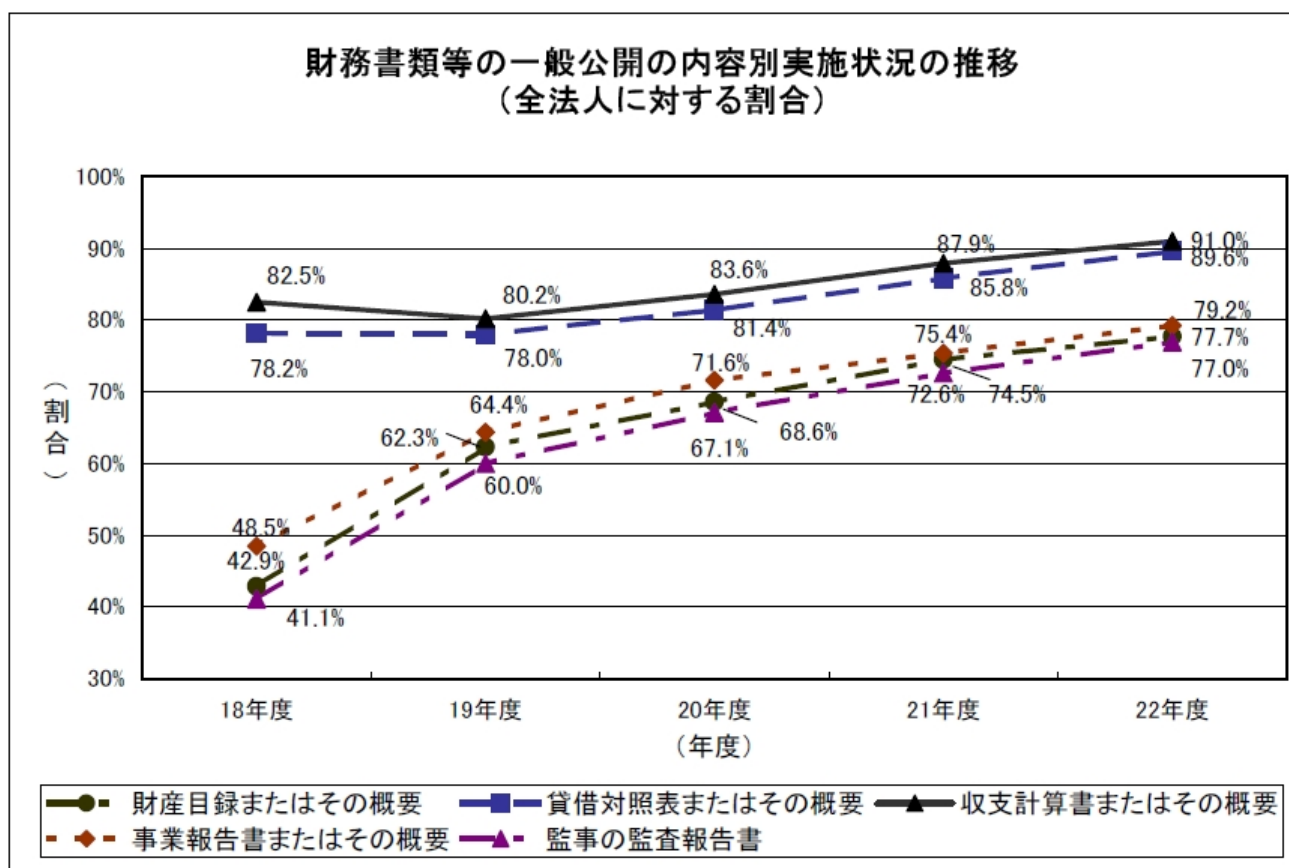


出所：文部科学省 平成22年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/01/1300752.htm)

2. 大学における情報公開の現状

2) 財務・経営情報の公開

- 収支計算書や貸借対照表だけでなく、事業報告書等についても自主的に公開する法人が増加している。



出所：文部科学省 平成22年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/01/1300752.htm)

2. 大学における情報公開の現状

2) 財務・経営情報の公開

- 7割の法人で一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している。

区分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成22年度	541	123	664
	平成21年度	541	126	667
一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		414 (76.5%)	61 (49.6%)	475 (71.5%)
		398 (73.6%)	62 (49.2%)	460 (69.0%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	361 (66.7%)	45 (36.6%)	406 (61.1%)
		337 (62.3%)	45 (35.7%)	382 (57.3%)
	各科目の平易な説明する資料	168 (31.1%)	19 (15.4%)	187 (28.2%)
		156 (28.8%)	12 (9.5%)	168 (25.2%)
	経年推移の状況が分かる資料	304 (56.2%)	36 (29.3%)	340 (51.2%)
		277 (51.2%)	39 (31.0%)	316 (47.4%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	250 (46.2%)	29 (23.6%)	279 (42.0%)
		220 (40.7%)	27 (21.4%)	247 (37.0%)
	グラフや図表を活用した資料	239 (44.2%)	22 (17.9%)	261 (39.3%)
		225 (41.6%)	19 (15.1%)	244 (36.6%)
	学校会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	81 (15.0%)	8 (6.5%)	89 (13.4%)
		76 (14.0%)	2 (1.6%)	78 (11.7%)

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成22年度の法人数・割合、下段は平成21年度の法人数・割合を示す。

出所：文部科学省 平成22年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/01/1300752.htm)

2. 大学における情報公開の現状

(参考) 韓国の大学の情報公開制度の概要

目的

- ・国民の知る権利の保障
- ・学術および政策研究を振興
- ・学校教育に対する参加を高める
- ・教育行政の効率性および透明性を高める

- 韓国では、「教育関連機関の情報公開に関する特例法」(2007年5月制定)により、全ての学校主要情報の公開が義務づけられた。高等教育機関は13領域55項目を、ウェブサイトを通じての公開と、政府のポータルサイト「全国大学情報」への提供が義務づけられている。なお、「全国大学情報」において公開情報の検索・閲覧が可能となっている。

領域	項目	領域	項目
学則等, 管理運営に関する規定	・学則 ・学則以外の学事運営に関する各種規定	卒業後の進学及び就職状況等, 学生の進路に関する事項	・卒業生数 ・卒業生の進学状況 ・卒業生の就職状況
カリキュラム編成及び運営等に関する事項	・カリキュラム編成及び評価の基準 ・成績評価の結果(成績の分布)	本務教員の現況に関する事項	・教員全体に対する本務教員の現況 ・本務教員一人当たりの学生数 ・本務教員の確保率 ・本務教員のうち企業勤務経験者の割合 ・外国人本務教員の状況
学生の選抜方法及び日程に関する事項	・入学(編入学)選抜の施行計画 ・募集要項(編入学を含む)		
定員充足率, 在学生数等, 学生の現況に関する事項	・類型別の入学選抜結果 ・機会均衡の選抜結果 ・新入生の充足率 ・学生の充足率(編入学を含む) ・在籍学生 ・外国人学生 ・中途退学者	本務教員の研究成果に関する事項	・国内外の学術誌における論文の掲載実績 ・著書・訳書の実績
	・学士学位専攻深化課程の学生数(専門大学のみ)	「高等教育法」の是正命令等に関する事項	・違反内容及び措置の結果

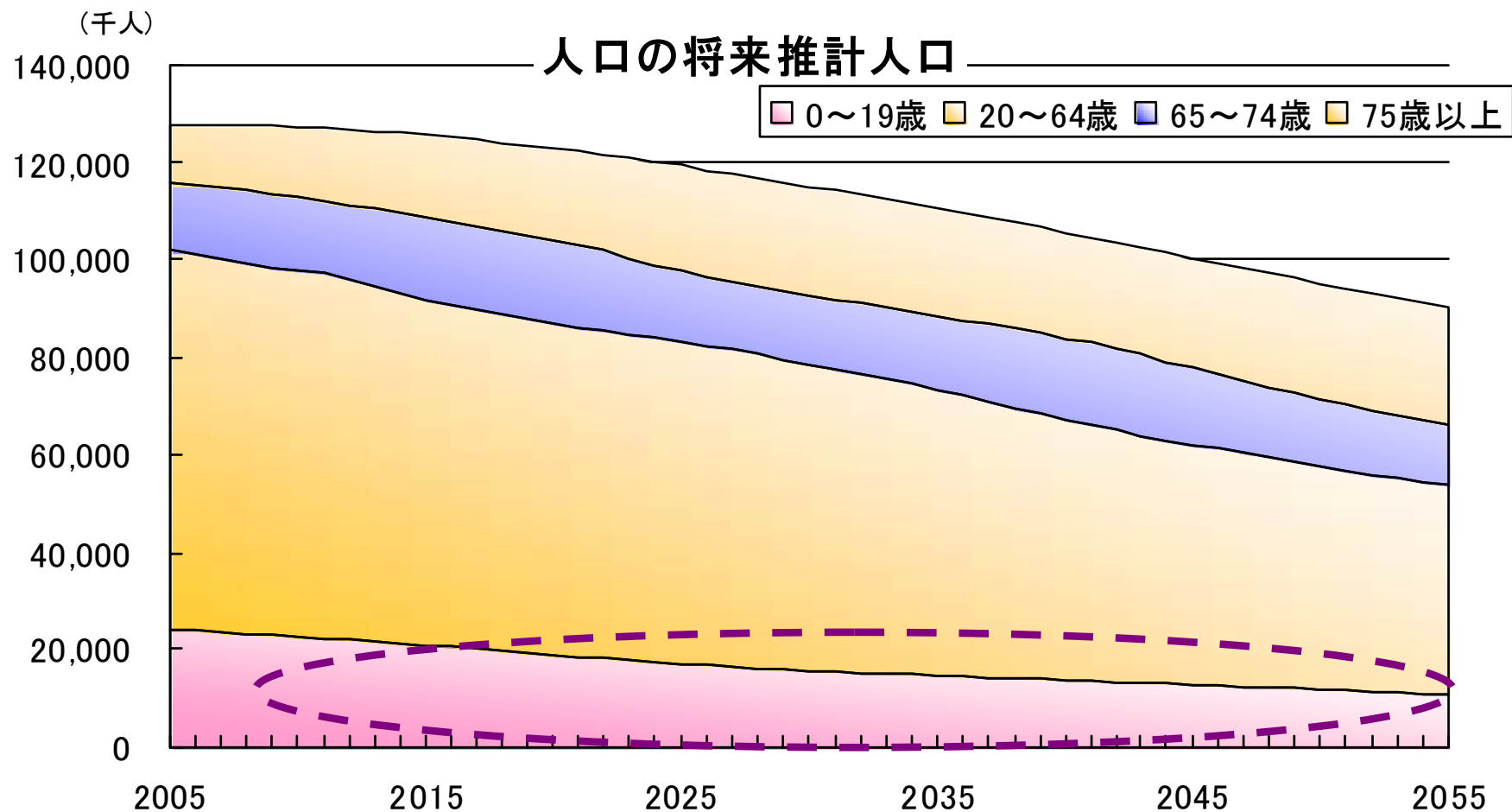
領域	項目	領域	項目
予算・決算の内訳等, 大学及び法人の会計に関する事項	・一般会計の予算・決算 ・期成会計の予算・決算 ・発展基金の予算・決算 (国公立大学のみ)	図書館及び研究に対する支援の現況	・蔵書の現況 ・図書館予算 ・研究施設の現況
	・予算・決算(合算財務諸表) ・法人会計の予算・決算 ・校費会計の予算・決算 ・積立金 ・寄付金 (私立大学のみ)	その他, 教育条件及び大学運営状況等の情報に関する事項	・定款 ・法人役員 ・校地確保の状況 (私立大学のみ)
	・産学協力の事業 ・登録金		・校舎・施設確保の状況 ・寄宿舎の収容状況 ・収益用基本財産の確保状況 ・職員数 ・財政支援事業の獲得実績 ・「高等教育法」第11条の2に基づく大学評価の結果
大学の発展計画及び特性化計画	・大学の発展計画及び特性化計画		
教員の研究や学生に対する教育及び産学協力の現況	・研究費の獲得実績 ・教員の担当講義の現況 ・奨学金受給の現況 ・海外の大学との交流の現況 ・企業と連携したカリキュラムの開設状況 ・技術移転による収入及び契約実績 ・特許出願及び登録実績		

出所: 文部科学省 韓国の大学の情報公開制度の概要(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/gijiroku/attach/1289258.htm)

2. 大学における情報公開の現状

(3) 情報公開の今後

主要なマーケットの母集団が減少している。

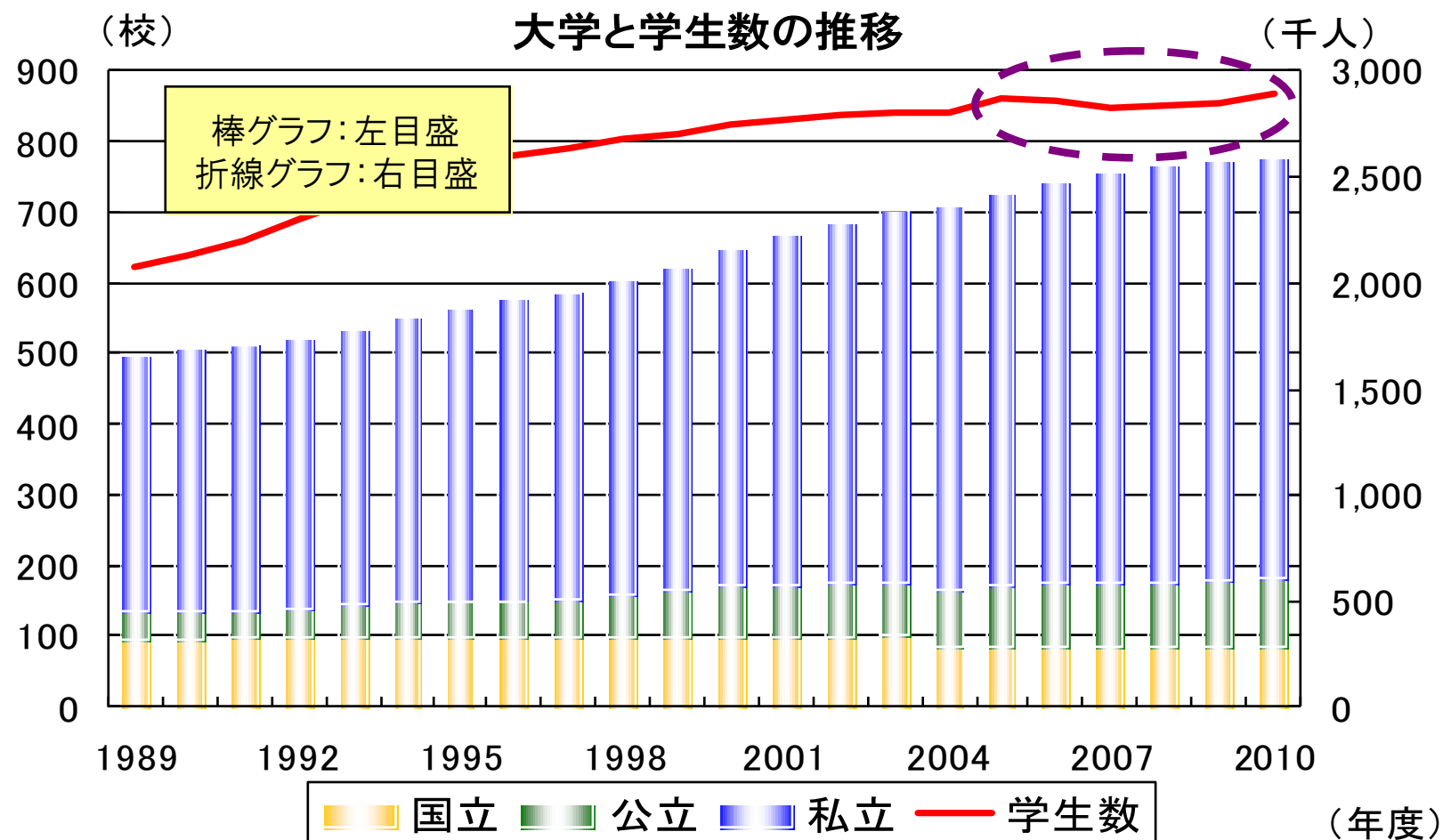


出所: 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成18年12月推計)による各年10月1日現在人口([出生中位(死亡中位)]推計値)。(年)

2. 大学における情報公開の現状

(3) 情報公開の今後

2005年以降、学生数は頭打ちの傾向にある。

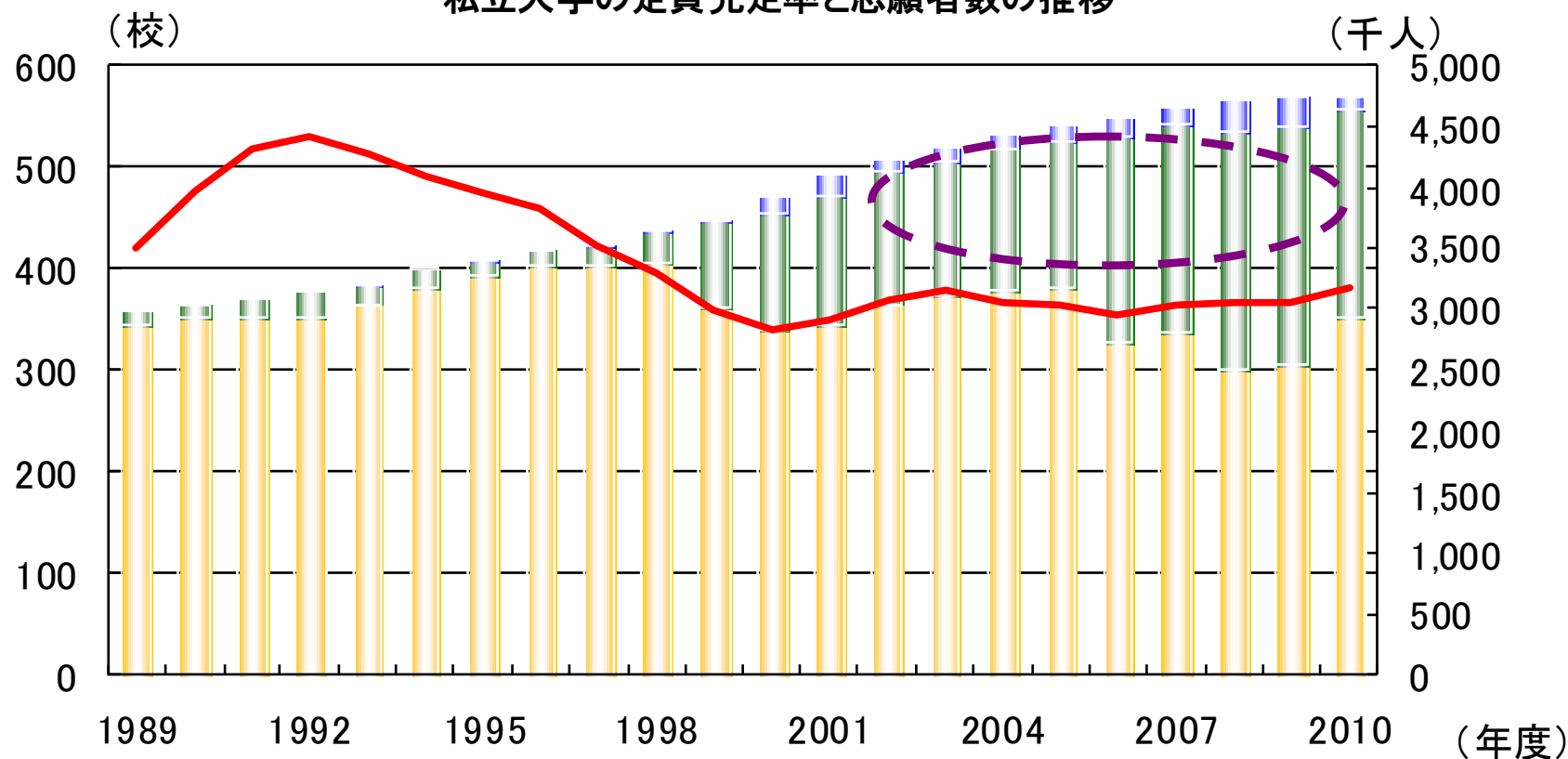


2. 大学における情報公開の現状

(3) 情報公開の今後

2000年前後から定員割れする学校が急増している。

私立大学の定員充足率と志願者数の推移



100%以上の学校数 50%以上100%未満の学校数 50%未満の学校数 志願者数

2. 大学における情報公開の現状

(3) 情報公開の今後

競争優位に立つための戦略的発想が必要となる。

- 「何を」公開するかといった項目レベルの要請範囲は今後も拡大するものと推測される。
 - ・ 横並びの情報公開から抜け出し、戦略的に情報を発信していく姿勢が求められる。
- フォーマットの統一、及びデータベース化により、「何を」が項目レベルで比較可能になったとき、「何を」の中身が差別化の要因となる。
 - ・ 他大学との横串の比較により選別されることになる。
- 「何を」の中身に係る付加価値を高めるためには「誰に」を明確にする必要がある。
 - ・ 「誰に」を明確にし、ニーズの背景を深堀することで情報の付加価値が高まる。
- 「誰に」・「何を」を深堀するためには、そもそも「何のために」情報を公開するのかといった目的を明確にする必要がある。
 - ・ 情報を公開することによって達成したい目的が明確になることで、誰にどのように働きかける必要があるのかが明確になる。
 - ・ 上記取組みを通じて、新たな「何を」が生まれる可能性もある。

3. 民間企業の事例

1) IR (investor relations)

株主に対する情報公開

2) デットIR

銀行に対する情報公開

3) CSR (corporate social responsibility)

社会に対する情報公開

3. 民間企業の事例

1) IR(investor relations)

- 企業が投資家に向けて経営状況や財務状況、業績動向に関する情報を発信する活動

ディスクロージャーとIRの違い

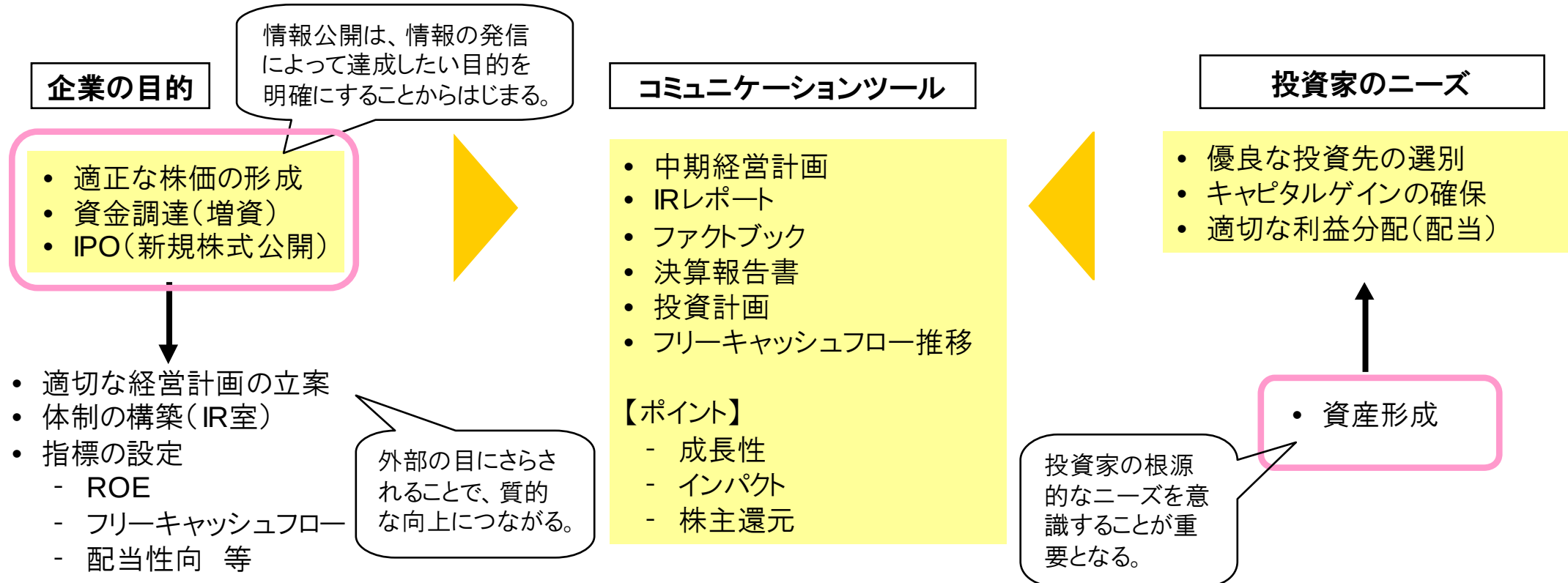
ディスクロージャー	IR(investor relations)
① 制度的、法制によって規制	① 本来、自主的、自由なもの
② 最低限度の決められた情報開示	② 企業の創意工夫が大事
③ ツールは決算短信、有価証券報告書等	③ 決算短信補足資料、事業報告書等
④ 責任者は情報開示担当役員	④ 責任者はIR担当役員(社長)
⑤ 規制にあくまで忠実に沿う	⑤ 唯一の正解は求め得ないもの
⑥ 文字・数値情報が中心	⑥ 言葉による説明、画像発信も！
⑦ 効果測定は迅速さ、正確さ等	⑦ 効果測定は、レポートの質と量
⑧ 内部統制型	⑧ 経営力を高める戦略型

3. 民間企業の事例

1) IR(investor relations)

情報発信は手段であって目的ではない。

- ❑ 企業は自社の目的を達成するため、投資家のニーズを捉えた情報発信を適時適切に行っている。



3. 民間企業の事例

1) IR(investor relations)

トップのコミットメント
 トップと担当部門との距離
 組織内での情報共有
 多面的なコミュニケーション

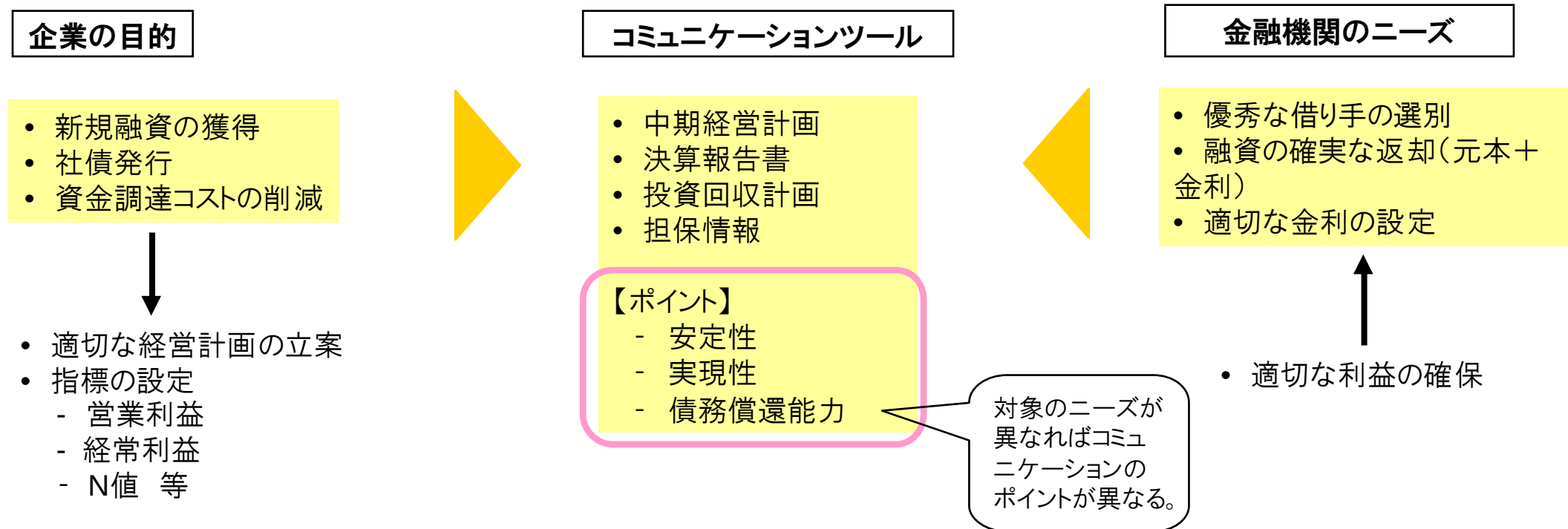
□ IR優良企業事例(2010年度IR優良企業賞の受賞企業)

コマツ 【大賞】	経営トップのIR活動への姿勢が一貫しており、IR活動が明確な方針のもとで実行されている。 トップはアナリスト・投資家の関心事項を理解し、説明会の質疑応答などでも密度の濃い議論が行われている。 IR部門は定量・定性の両面での説明に加え、事業説明会や工場見学会など投資家の理解を深める活動にも定期的に取り組んでいる。フェアディスクロージャーも徹底している。
アサヒビール 【優秀賞】	ハイレベルできめ細かいIR活動を一貫して続けている。 経営トップとIR部門が近く、IR部門に情報が正確・迅速に伝えられ、投資家との議論に活用されている。 IR部門は経営陣と連携しながら、タイムリーで投資家ニーズに基づいた情報発信に努めている。月次販売データの開示や決算説明会で継続的に配布するファクトブックなどIRツールへの評価も高い。
オリエンタルランド 【優秀賞】	経営トップを含めた経営陣の積極的なIR活動への姿勢が高い評価を得ている。IR部門は経営陣へのフィードバックに加え、部門単位での社内説明会を開催するなど 社内にも株主・投資家の声を丁寧に伝えている。 投資家が事業を理解するためのミーティングやイベントも積極的に開催している。アニュアルレポートなどIRツールへの評価も一段と高まった。
ファミリーマート 【優秀賞】	情報開示の姿勢がぶれず、年々向上している。経営トップはM&Aなど重要な意思決定や業績の変化があっても適切に説明し、IR部門との距離も近い。IR部門は市場との対話を重視し、関連部門と連絡を取って関心に応えている。海外事業の責任者が登場する説明会や加盟店向けイベント公開などは、 投資家が事業を多面的に理解することを助けている。

3. 民間企業の事例

2) デットIR

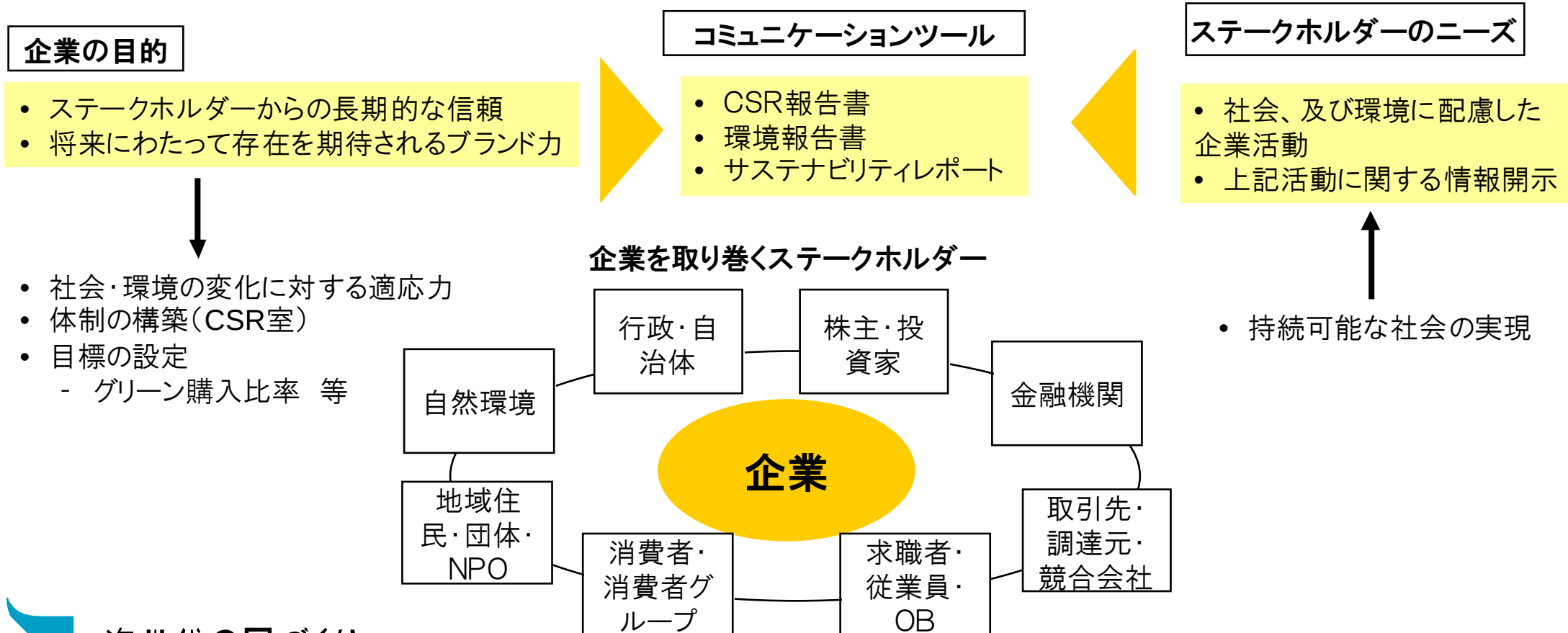
- 企業が、貸し出し金融機関や社債投資家等の債権者に対して、経営状況や財務状況、業績動向に関する情報を発信する活動



3. 民間企業の事例

3) CSR(corporate social responsibility)

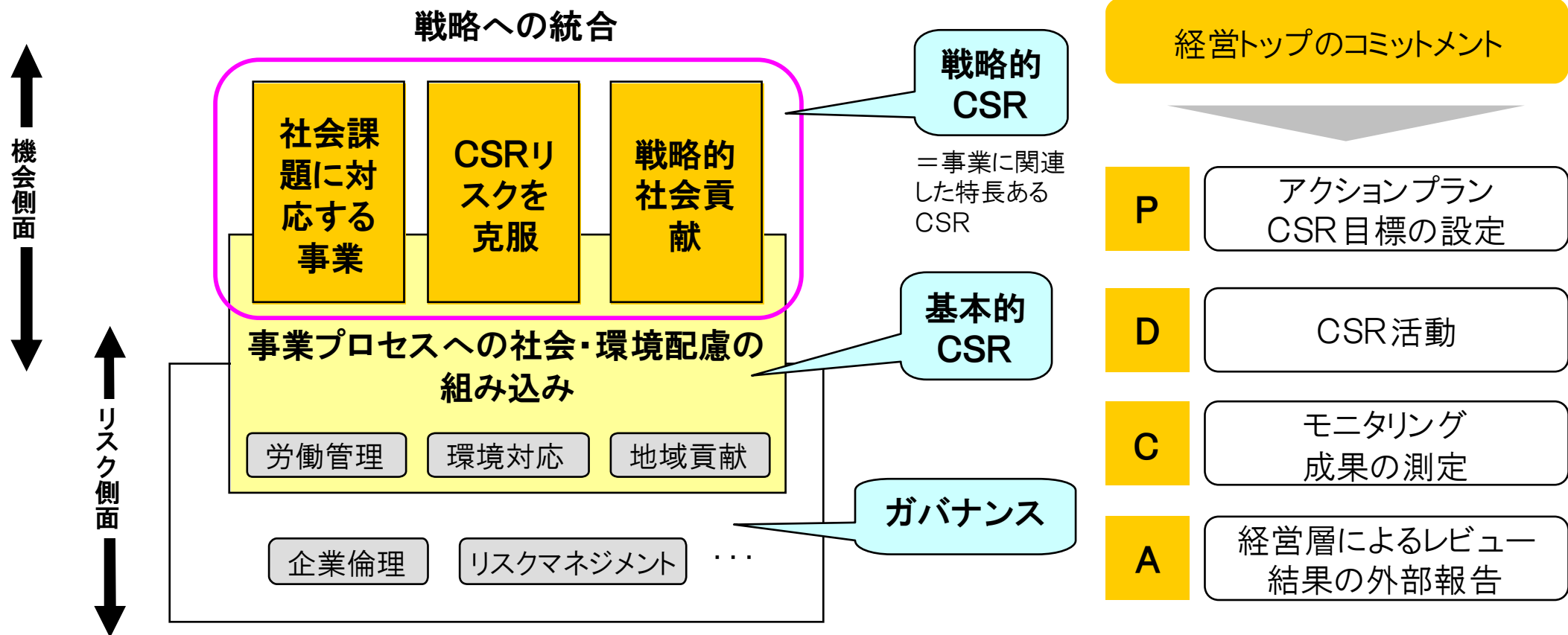
- 企業はステークホルダーに対して、自社の社会的責任に即した活動をCSR報告書等で自発的に発信している。



3. 民間企業の事例

3) CSR(corporate social responsibility)

- 企業はCSRの機会とリスクを精査し、自社がもつ社会・環境課題に優先順位をつけた上で、組織的、計画的、継続的に取り組んでいる。



4. 大学経営に資する情報公開のあり方

1) 情報発信における戦略的発想の必要性

- 「誰に」、「何を」、「どのように」の徹底的な深堀とそのための「なぜ」の明示化が重要。
- 情報公開のリスクとチャンスを理解し、リスクを回避し、チャンスを活かして競争優位を確立する。

